

麻薬免許関係の手続き よくあるご質問Q&A

《新規申請》	
Q1	麻薬取扱者免許申請書欄外の項目はどう記入したらよいでしょうか。 当該業務所の施用者数は、この申請を含めて a,1人 b,2人以上 麻薬管理者は a,いる b,いない
A1	申請する状況に応じて○を付けてください。この時の麻薬管理者とは、申請時に、麻薬管理者免許証を持っている者になります。
《記載事項変更届》	
Q2	記載事項変更届は、すべての項目を記入する必要がありますか。また、添付する麻薬取扱者免許証の裏面を記入する必要はありますか。
A2	記載事項変更届は変更がある項目のみ記入してください。例えば、従たる施設が変更になり、主たる業務所が変わらなければ、従たる施設の項目のみご記入してください。 また、記載事項変更届の提出の際には、麻薬取扱者免許証の裏面の記入は必要ありません。
Q3	従たる施設を2施設追加したいと思っています。どう記入すればよいでしょうか。
A3	従たる施設の欄の中に入るように小さく2施設書いても、記載事項変更届を2枚に分け、それぞれの記載事項変更届に施設を1つずつ記入しても構いません。また、別用紙を添付しても構いません。
Q4	都内の麻薬業務所に勤務しており、麻薬施用者免許証を持っているが、他県の医療機関でも麻薬を施用したい場合は、記載事項変更届を提出すればよいのか。
A4	麻薬免許証は各県ごとの申請になっています。そのため、他県でも麻薬施用者免許の申請が必要です。
《業務廃止届・返納届》	
Q5	業務廃止届はダウンロードした用紙の方がよいのでしょうか。裏面に記入しても構わないのでしょうか。
A5	業務廃止届は、原則、麻薬免許証の裏面にご記入してください。ダウンロードした業務廃止届でも、提出は可能です。その際には、麻薬免許証の原本を忘れずにお持ちください。
Q6	麻薬免許証裏面の返納届を記入する際、どのように記載したらよいでしょうか。
A6	麻薬免許証裏面【返納】1に○を付け、日付を記入してください。なお、継続をせずに、有効期間を終えた場合の業務廃止届は【業務廃止】2に○を付け、日付を記入してください。
Q7	業務廃止届を記入する際、届出義務者続柄の項目はどのように記載したらよいでしょうか。
A7	申請者がご本人の場合は、記入する必要はありません。ご本人が亡くなり、記入できない場合、法定相続人がその続柄を記入する項目になります。
《継続申請》	
Q8	継続の申請の際に左上に印字されている内容と、申請書に記載する内容が変わっております。どのようにしたらよいでしょうか。
A8	継続書類に同封しております御案内に手続き方法を記載しています。継続申請をする前に、一度ご確認ください。ご不明点がある場合には、お電話でご連絡ください。
Q9	継続の申請に添付する記載事項変更届の書き方を教えてください。
A9	記載事項変更届の記入方法は、通常の麻薬取扱者免許証の記載事項変更届の記入方法と同じです。記載事項変更届における免許証の番号、免許年月日は、ともに現在の免許証の情報を記入してください。また、届け出る日付は、継続申請書を出す日付を記入してください。
Q10	継続申請を出した継続対象者が、業務廃止届を出すことになりました。すでに提出した継続申請は、どのようになりますか。
A10	業務廃止届の外に、継続申請の取下願を出す必要があります。取下願は、HPからダウンロードできませんので、お電話でご連絡ください。
Q11	継続申請を出した対象者の申請内容に変更が生じたが、現在の麻薬免許証の書き換えや継続申請した内容の変更をどのようにしたらよいでしょうか。
A11	変更内容や変更時期により手続きが異なりますので、お電話でご連絡ください。
《その他》	
Q12	異動してきた先生の交付票が届いたが交付方法を変更したい。
A12	お電話で連絡の上、交付日前日までに届くよう、交付票の両面コピーとレターパックプラス等をお送りください。なお、すでに同一交付日に送付するためのレターパックプラス等を頂いている場合は、そちらに同封いたします。